4　2及び3の規定に従って行う要請には、次の詳細を含めるものとする。

(a)　要請当局の名称

(b)　要請する措置及び要請の理由

(c)　検討されている事案の簡潔な説明及び関連する法令

(d)　調査の対象である者に関する可能な限り正確かつ包括的な記述

**第十二条**　要請の実施

1　被要請当局は、この協定に基づき要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。

2　被要請当局は、要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、その要請を適当な機関へ速やかに転送する。ただし、当該機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

3　要請当局は、要請した支援が実施されない場合には、速やかにその旨を通報されるものとし、また、その要請について支援の実施を拒否し、又は延期する理由の説明を受ける。当該説明には、要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を付することができる。

**第十三条**　職員による他方の締約国政府の関税領域における立会い

1　被要請当局は、自己の関税領域において自己が行う質問に要請当局の職員が立ち会うことを認めることができる。

2　要請当局の職員による被要請当局の関税領域における立会いは、専ら助言的な立場によるものであり、及び当該被要請当局が定める条件に従うものとする。

3　要請当局の職員は、被要請当局の関税領域に所在するときは、被要請当局の同意及び被要請当局が課する条件の下で、次のことを行うことができる。

(a)　被要請当局の官署において、被要請当局の職員を通じて文書、記録その他関連するデータを閲覧すること。

(b)　文書、記録その他関連するデータを複写すること。

4　要請当局の職員は、被要請当局の関税領域に所在するときは、身分証明書及び公的資格の証拠をいつでも提示することができるようにしなければならない。当該職員は、制服を着用してはならず、また、武器を携行してはならない。当該職員は、自己が行ういかなる違反についても責任を負う。当該職員は、被要請当局に適用される国内法令の範囲内で、当該被要請当局の職員に与えられている保護と同一の保護を享受する。

**第十四条**　例外

1　第七条から第十条までの規定は、情報を入手した税関当局に適用される法令に基づいて義務付けられている限度において、当該情報が使用され、又は開示されることを妨げない。当該情報を入手した税関当局は、可能な限り、当該情報を提供した税関当局に対してその開示について事前に通報する。

2　被要請当局の属する締約国政府は、この協定に基づき要請された支援が、自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を侵害し得ると考え、当該締約国政府の関税領域における産業上、商業上若しくは職業上の秘密の侵害を伴い得ると考え、又は自国において効力を有する国内法令に反することが証明され得ると考える場合には、当該支援を拒否し、部分的に提供し、又は自己が必要とする条件に従って提供することができる。

3　要請当局は、同様の要請が被要請当局により行われたならば支援を実施することができない場合には、要請の中でその事実について注意を喚起する。当該要請に基づく支援の実施は、被要請当局の裁量に委ねられる。

4　被要請当局は、要請された支援の実施が現に行われている調査（関連する法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げ得ると信ずるに足りる確実な理由がある場合には、当該支援の実施を延期することができる。この場合には、当該被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行うことができるか否かについて判断するため、要請当局と協議する。

5　被要請当局は、支援の実施を拒否し、又は延期する場合には、その理由を要請当局に示さなければならない。

**第十五条**　費用

1　両税関当局は、この協定を実施するに当たって必要となる費用の支払を請求しない。

2　要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の経費を必要とする場合には、両税関当局は、当該要請を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために相互に協議する。

**第十六条**　協定の実施

1　両締約国政府は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に際して生ずるいかなる問題に関しても、外交上の経路を通じて協議することができる。

2　この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じ両税関当局間で行うことができる。

**第十七条**　領域的な適用範囲

この協定は、両国の関税領域（それぞれの法令に定めるもの）について適用する。

**第十八条**　効力発生

両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を、外交上の経路を通じて、書面により相互に通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

**第十九条**　終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。その終了は、当該他方の締約国政府に対して終了の通告を行った日から三箇月で効力を生ずる。

2　終了の時に現に行われている支援は、この協定に従って完了される。

**第二十条**　見直し

両締約国政府は、要請に応じ、この協定を見直すために会合することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年六月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
山田美樹

ノルウェー王国政府のために
アーリン・リーメスタ

**○外務省告示第三百二十一号**

平成二十八年七月二十九日にアピアで、太平洋気候変動センター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　太平洋気候変動センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億六千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年六月三十日まで

4　署名者

日本側　濵地雅一外務大臣政務官

サモア側　トゥイラエパ・ファティアロファ・ルペソリアイ・サイレレ・マリエレガオイ首相

平成二十八年八月九日

外務大臣　岸田　文雄

**○農林水産省告示第千五百二十九号**

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年八月九日

農林水産大臣　山本　有二

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び取下げ年月日 |
|---|---|---|---|
| Calendula L. | SAKCAL001 | 株式会社サカタのタネ<br>神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号 | 第30209号<br>平成28年6月20日 |
| Chrysanthemum x morifolium Ramat. | Mベリー | 松本邦夫<br>千葉県山武郡芝山町小池2650 | 第29768号<br>平成28年6月30日 |
| Dianthus caryophyllus L. | OP 10 FB 2 | BARBERET & BLANC, S.A.<br>Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain | 第29537号<br>平成28年6月9日 |
| Rosa L. | RNFピンクSP | 中島均<br>岐阜県安八郡輪之内町四郷323 | 第28330号<br>平成28年6月23日 |
| Rosa L. | RNFパープル02 | 中島均<br>岐阜県安八郡輪之内町四郷323 | 第28331号<br>平成28年6月23日 |